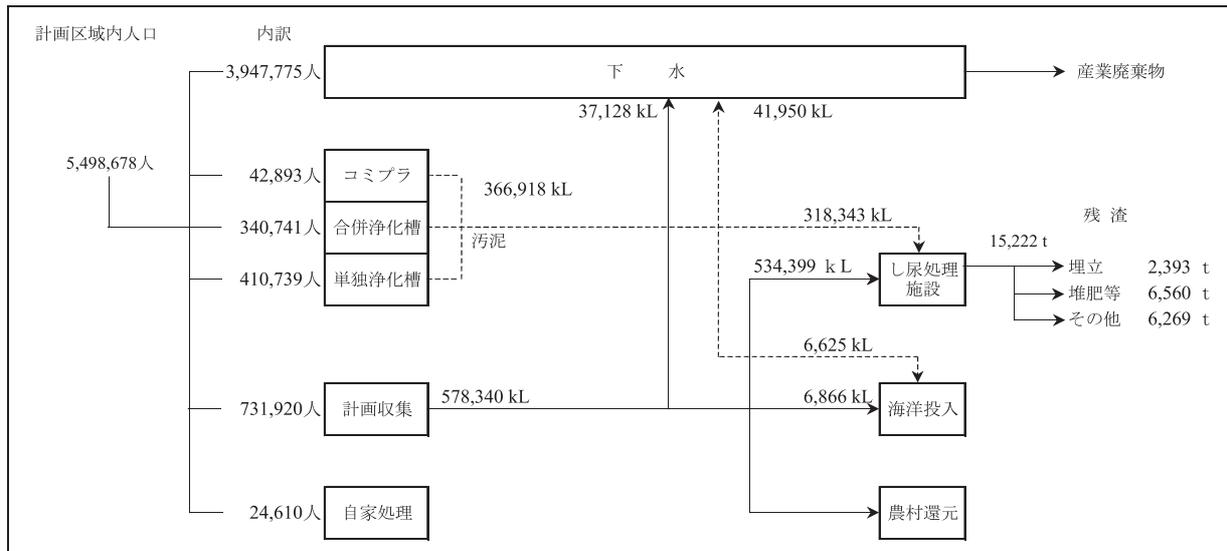


図2-6 し尿処理の状況（平成10年度）



3 し尿処理施設の状況

平成12年度末の状況では、表2-13のとおり、県下でし尿処理施設が37施設、コミュニティ・プラントが94施設となっている。

兵庫県においては2004年度までに県下の生活排水処理率を99%まで高めていこうとする「生活排水99%大作戦」を実施している。このことにより県下のコミュニティ・プラント施設数は全国で1位となっている。

表2-13 し尿処理施設

種類	し尿処理施設	コミュニティ・プラント
施設数	37	94
処理能力	3,621kL/日	106,211人、48,011m ³ /日

第6節 一般廃棄物処理の課題

1 減量・リサイクルについて兵庫県は低位置にある

毎年度、一般廃棄物の処理実態が県単位、全国で公表されており、直近の平成10年度の実態と比較してみると表2-14のとおりである。

表 2-14 一般廃棄物処理の状況（県・全国）（平成 10 年度）

	兵庫県 (()は前年度)		全国 (()は前年度)	
1 人 1 日当たり排出量	1,336g	(1,343g)	1,118g	(1,112g)
減量処理率	82.1%	(78.5%)	92.5%	(91.4%)
リサイクル率	9.9%	(7.9%)	12.1%	(11.0%)
直接埋立量	481千t	(549千t)	3,820千t	(4,335千t)
直接埋立率	17.9%	(20.5%)	7.5%	(8.5%)

減量・リサイクル関係の指標では全国水準を下回る結果となっている。全国的なランキングでも、1 人 1 日当たりの排出量は大阪府についてワースト 2 位、リサイクル率はワースト 9 位となっており、減量・リサイクルを進めていく必要がある。

2 県内での市町処理の状況に差がある

一般廃棄物の処理は県内の市町を単位として行われているが、全国的な位置からみて減量・リサイクルの部分で兵庫県が立ち遅れている一因として、市町間に格差があることもあげられる。

(1) 分別収集の実施が十分でない市町がある

一般廃棄物の収集方法や品目等は各市町が実状に応じて定めるものとなっているが、排出段階での分別が遅れている市町がある。平成 10 年度の状況でみると、標準的な可燃・不燃・粗大・資源の 4 分別以上の収集を行っているところは、22 市 66 町中 17 市 41 町にとどまっており、分別収集の進んでいる市町と遅れている市町との格差が大きくなっており、このことは容器包装リサイクル法に対する市町の取組の差異にも起因している。平成 11 年 8 月に策定した第 2 期の県分別収集促進計画で、平成 12 年度の容器包装廃棄物に係る品目毎の分別収集取組市町数をみてみると、表 2-15 のとおりとなっているが、今後分別収集の拡大強化を図る必要がある。

表 2-15 品目毎の分別収集取組市町数(平成 12 年度)（上段：計画、下段：実績）

第 1 期再商品化品目							第 2 期再商品化品目		
スチール缶	アルミ缶	無色ガラス びん	茶色ガラス びん	その他 ガラスびん	紙パック	PET	ダンボール	その他紙 容器包装	その他 プラスチック
88	88	87	87	80	78	71	78	19	27
88	88	87	87	79	78	71	78	7	15

表 2-16 品目毎の分別収集量（平成 12 年度）（上段：計画、下段：実績）（単位：t）

第1期再商品化品目							第2期再商品化品目		
スチール缶	アルミ缶	無色ガラス びん	茶色ガラス びん	その他 ガラスびん	紙パック	PET	ダンボール	その他紙 容器包装	その他 プラスチック
18,078	6,873	15,276	11,073	5,663	1,510	2,603	21,362	1,081	964
17,021	4,021	14,140	10,152	4,497	453	3,478	16,562	62	464

容器包装リサイクル法においては住民が分別排出し、市町が分別収集すること、事業者は分別収集されたものを再商品化するとの役割分担が定められているが、市町においては、収集頻度の増加やストックヤードの確保、品目によっては圧縮梱包機等の装置類の手当も必要となるなど費用が嵩むことにもなり、表 2-15 のとおり品目によっては、計画量を下回るなど市町での取組の阻害ともなっている。

(2) ごみの有料化や指定袋制未実施の市町がある

家庭ごみの減量化に一定のインセンティブ*が期待される家庭ごみの有料化については、郡部を中心に費用徴収または指定袋制が導入されているが、都市部では未実施のところが多い。また、指定袋制導入の市町でも一定枚数まで無料のところや処理料金を上積みしていないところもある。今後、全県的にごみの有料化の実施に向けた検討を進める必要がある。

(3) 事業系一般廃棄物についての対策が不十分

平成 10 年度の 1 人 1 日当たりの排出量を市町別にみると、表 2-17 のとおり大きな格差がある。

排出量の多い神戸市と少ない市島町とは 7 倍の格差があり、その原因としては 1 人 1 日当たり排出量にカウントされる事業系一般廃棄物の影響が大きいことにある。事業系一般廃棄物について、神戸市では 50 % 近い比率がある反面、市島町ではその比率は 3 % に過ぎない。地域の実情として神戸市は県都で工場や事業場、オフィスなどが集中して立地しており、これらが事業系一般廃棄物を排出していること、城崎町は温泉地の観光地として旅館、ホテル等が多く観光客も多いことがあげられる。事業系のものを除けば両市町とも 1 人 1 日当たり排出量は 1,000g 前後となる。本来、事業活動に伴って生じた廃棄物については事業者自らの責任において処理することとされている（廃棄物処理法第 3 条第 1 項）ことから、事業系一般廃棄物の排出量が多い市町においては、排出事業者に減量等の指導を行う必要がある。

表 2-17 市町ごとの 1 人 1 日当たりの排出量（平成 10 年度）

	市 町 名	1人1日排出量	事業系の比率	リサイクル率
多いところ	神戸市	2,100g	46%	2.7%
	城崎町	1,764g	48%	7.6%
少ないところ	市島町	291g	3%	38.8%
	加美町	332g	15%	44.4%
全 県		1,336g	38%	9.9%

3 円滑な施設整備が困難である

廃棄物の適正処理、減量・リサイクルの推進を図るためには、処理施設の整備が不可欠であるが、市町等が設置する場合であっても、設置予定場所の周辺住民を中心に反対運動が起こりやすく、施設整備が進まない場合が少なくない。

このため、住民意見の反映等合意形成を進め、円滑な施設整備を図る必要がある。

また、規模の小さな焼却炉施設からの焼却灰の溶融処理は割高になること、溶融飛灰については個々の市町での適正処理が困難であることから、公共関与による広域処理を図っていく必要がある。

さらに、相当な面積が必要な最終処分場についても、こうした面積を確保できない市町があることから、広域処理を進めていく必要がある。